

## 過誤申立スケジュール表

寒川町では、通常過誤と同月過誤ともに毎月10日が提出期限です。（市町村により異なりますので、各保険者にご確認ください。）

<過誤申立締切と再請求について>

サービス提供月	審査月（請求月）	過誤調整が可能となる月	過誤申立提出期限（事業所→町）	再請求月（事業所→国保連） ※最短の場合	
				①同月過誤	②通常過誤
4月まで	5月	6月	6月10日	6月10日	7月10日
5月まで	6月	7月	7月10日	7月10日	8月10日
6月まで	7月	8月	8月10日	8月10日	9月10日
7月まで	8月	9月	9月10日	9月10日	10月10日
8月まで	9月	10月	10月10日	10月10日	11月10日
9月まで	10月	11月	11月10日	11月10日	12月10日
10月まで	11月	12月	12月10日	12月10日	1月10日
11月まで	12月	1月	1月10日	1月10日	2月10日
12月まで	1月	2月	2月10日	2月10日	3月10日
1月まで	2月	3月	3月10日	3月10日	4月10日
2月まで	3月	4月	4月10日	4月10日	5月10日
3月まで	4月	5月	5月10日	5月10日	6月10日

○過誤申立締切日が休日の場合はその前日までとなります。

○通常過誤か同月過誤かは再請求のタイミングにより決定され、事業所の判断で行っていただくことになります。

○申請事由コードについては別紙を参照してください。

○過誤申立書提出期限以降に提出があった場合、翌月の処理となります。

○過誤件数が30件を超える場合には事前に町と調整してください。

○以下の請求明細書については過誤申立ができません。

- ・同一審査月内に提出した場合
- ・同一審査月内に給付管理票の「修正」または「取消」がある場合
- ・返戻・保留となっている場合

○請求明細書本体の請求額が全額調整されます。

（加算部分のみの取下等、部分調整はできません。）

例)

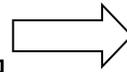
4月サービス分の請求明細書について、6月10日までに町に過誤申立書を提出した場合  
4月サービス分：10万円（正しい額：15万円）

[①のタイミングで再請求を行った場合 → 同月過誤]

過誤申立月に再請求が可能です。ただし、過誤調整額が請求額を上回った場合には、国保連から通知される納付書によりお支払いいただく場合があります。

6月10日 過誤申立（4月サービス分：10万円）

6月10日 請求（4月サービス分再請求：15万円  
+5月サービス分：13万円）



7月振込分：18万円

7月10日 請求（6月サービス分：10万円）



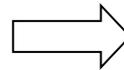
8月振込分：10万円

[②のタイミングで再請求を行った場合 → 通常過誤]

過誤申立月の翌月以降に再請求が可能です。

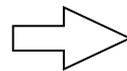
6月10日 過誤申立（4月サービス分：10万円）

6月10日 請求（5月サービス分：13万円）



7月振込分：3万円

7月10日請求（4月サービス分再請求：15万円  
+6月提供分：10万円）



8月振込分：25万円